様式　第九号（第十条の六関係）

許可番号 第０７３２０００３８８０号

産業廃棄物処分業許可証

住　　所　広島市西区中広町三丁目２５番８号

氏　　名　株式会社東洋クリーナー
　　代表取締役 清貞　裕
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長　松井一實

許可の年月日　令和　３年１１月３０日

許可の有効期限　令和　８年１１月２９日

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
裏面のとおり	

2. 事業の用に供する全ての施設
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H19. 1.10	更新許可	H25. 8.26	変更許可
H22. 4.21	変更許可	H28.12.22	更新許可
H23.12.14	更新許可	R 3.12.16	更新許可

5. 規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　無

6. 備考
令和　６年　２月２０日　業の一部廃止により書換

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
中間処理 （油水分離） この欄以下余白	廃油 （水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白
中間処理 （破砕） この欄以下余白	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず （これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白
中間処理 （切断） この欄以下余白	廃プラスチック類 紙くず 金属くず 廃油（廃オイルエレメントに限る。） （これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白
中間処理 （圧縮） この欄以下余白	金属くず （廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白
中間処理 （溶融） この欄以下余白	廃プラスチック類 （廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白
中間処理 （選別） 以下余白	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず （これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。以下余白